

健康保険の『無資格受診』防止のため、 保険証の早期回収にご協力をお願いします。

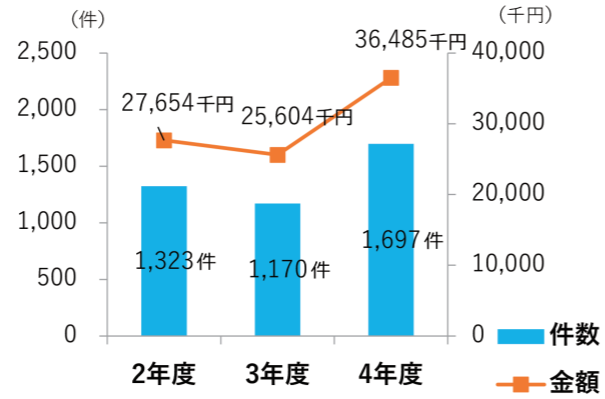
会社を退職した場合や健康保険の扶養家族から外れた等により、健康保険の加入資格を喪失した場合、資格喪失日（退職日の翌日）以降にその保険証は使用できません。

しかしながら、健康保険の加入資格を喪失した後も、失効した保険証を使用して医療機関等を受診する『無資格受診』が多く発生しています。

『無資格受診』の際に協会けんぽが負担した医療費は、後日返還していただくこととなりますが、右の表は、山口支部の『無資格受診』による返還金の発生件数と金額です。

令和4年度は発生件数・金額ともに前年度に比べて増加しました。

『無資格受診』を防ぐために、保険証の速やかな回収にご協力ください。



事業所のご担当者様へのお願い

退職等により健康保険の加入資格を喪失される被保険者の方には、必ず次の4点をお伝えください。

- ① 保険証は退職日の翌日から使用できないこと。
・被扶養者（ご家族）の保険証も退職日の翌日から使用できません。
- ② ご本人は退職しないが、ご家族が扶養から外れた場合、ご家族の保険証はその日から使用できないこと。
- ③ 資格が切れた保険証を使用すると、協会けんぽが負担した医療費を返還していただく場合があること。
- ④ 他の健康保険への切り替え手続きが必要となること。
・協会けんぽの任意継続、国民健康保険、扶養等の手続きを行ってください。

山口支部では、保険証の回収についての周知用リーフレットを作成しています。退職される方へお渡しするなど、適宜、ご活用ください。

こちらから



保険証が未返却の方のご自宅に、協会けんぽから、返却のお願いの文書をお送りしています。事業所等に保険証が保管されており、日本年金機構へ返却されていない方にも行き違いで文書をお送りすることになりますので、回収された保険証は、速やかに日本年金機構へ送付くださいますようお願いいたします。

健康保険委員だより

令和6年

1月号



令和5年度 山口県

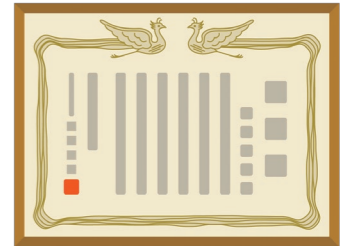
年金委員・健康保険委員 功労者 表彰式 及び 研修会

日付：令和5年11月22日
場所：山口県健康づくりセンター

を開催しました!!

協会けんぽでは、健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員様を対象に、その長年の活動や功績等に感謝の意を表すため、毎年、表彰式を実施しております。

令和5年度の表彰者は次のとおりです。受賞者の皆さまにおかれましては、この度は誠にありがとうございます。



全国健康保険協会理事長表彰者

宇内 祐司 様 (社会福祉法人朋愛会特別養護老人ホームみどり園)

全国健康保険協会山口支部長表彰者

宇都宮 貴子 様 (公益財団法人やまぐち農林振興公社)	古川 恵美 様 (やまよ商事 株式会社)
兼本 京子 様 (兼本建設 株式会社)	古見 洋二 様 (萩商工会議所)
河野 奈穂子 様 (株式会社 マルニ)	前田 俊弘 様 (社会福祉法人さつき会 特別養護老人ホームほのぼの苑)
高野 衛 様 (神和工業 株式会社)	松川 幸恵 様 (株式会社 照喜名配管所)
富尾 朱美 様 (株式会社 ティーユーエレクトロニクス)	松原 孝子 様 (株式会社 東海総合保険事務所)
西村 昭寛 様 (宇部フィルム 株式会社)	村谷 真智子 様 (株式会社 原工務店)
西村 幸恵 様 (株式会社 オノダネイル)	本倉 幸代 様 (社会福祉法人 ピースオブマインド・はまゆう)
濱田 輝美 様 (芝田建設 株式会社)	
原 みどり 様 (共進 株式会社)	

(五十音順)

コロナ拡大後
初めての

集合研修会を実施

令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大後、初めての集合型での研修会を実施しました。

ご参加いただきました皆さま、誠にありがとうございました。

■ 研修会内容 ■

- 協会けんぽ加入者の健康づくり及び健康保険の各種給付金等について
全国健康保険協会山口支部

- 各種届出等における誤りの多い事例について
日本年金機構 山口年金事務所



令和5年度山口県年金委員・健康保険委員 功労者表彰式 令和5年11月22日
奥の左から松原孝子様、松川幸恵様、古川恵美様、西村幸恵様、手前左から西村昭寛様、富尾朱美様、宇内祐司様、兼本京子様、協会けんぽ尼田支部長

令和6年度の健診案内について

令和6年度の生活習慣病予防健診案内の事業主様へのお届けは令和6年3月下旬を予定しています。

生活習慣病予防健診のメリット



『定期健康診断』+『がん検診*1』の内容が約5,300円で受診できます!

*1 胃がん検診、大腸がん検診が含まれます。
(約2,600円で乳がん検診、子宮頸がん検診も追加することができます。)



40・45・50・55・60・65・70歳*2の方は付加健診*3が約2,700円で受診できます!

*2 年度末時点の年齢です。
*3 付加健診とは、一般健診に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査などを追加できる健診です。

令和6年4月スタート



～生活習慣病予防健診を利用していない事業所の皆さまへ～

生活習慣病予防健診は、一般的な定期健康診断(事業者健診)と比べて、内容が充実!更に上記の付加健診をセットで受けることで、内容も人間ドック並みの健診が約8,000円とお得に受診できます。この機会に生活習慣病予防健診へ切り替えを検討してみませんか?

他の健診制度との項目・費用の比較はこちら⇒



生活習慣病予防健診 受診までの流れ



令和6年度の生活習慣病予防健診案内(角2の緑色封筒)が届いたら対象者*4の皆さまに健診を受診するよう周知する

*4 対象者は生活習慣病予防健診案内 同封の「対象者一覧」をご覧ください。



受診を希望する健診機関に電話等で予約するだけ
受診方法は以下の2通りがあります。

- ① 健診機関*5の施設で受診する
- ② 集団健診*5で受診する

*5 健診機関及び集団健診の詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください。⇒

予約申込みはお早めに!



健診を受ける



健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な方には特定保健指導の利用や医療機関への受診のお声がけをお願いします。

定期健康診断には生活習慣病予防健診をご利用ください!

「生活習慣病予防健診」についてのお問い合わせはこちら

保健グループ TEL 083-974-1501

医療機関等を受診する際に マイナンバーカードを 一度使ってみませんか?

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカード取得

申請 ※以下から選択

1 **スマホから パソコンから**
オンライン申請

2 **証明写真機**
から

3 **郵送**

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く

詳しくはこちら

マイナンバーカード
総合サイト

2 へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

☑ 下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

マイナポータル



iPhone

Android



ここをタップ!

セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み

